

特別緑地保全地区における行為の制限

都市緑地法第14条第1項(抜粋)

特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を得なければ、してはならない。

第1号	建築物その他の工作物の新築, 改築又は増築
第2号	宅地の造成, 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
第3号	木竹の伐採
第4号	水面の埋立て又は干拓
第5号	前各号に掲げるもののほか, 当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの